

橋本市訓令第 2 号

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(橋本市デジタル・トランスフォーメーション推進本部規程の一部改正)

第1条 橋本市デジタル・トランスフォーメーション推進本部規程(平成18年橋本市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「上下水道部水道経営室長」を「上下水道部水道経営課長」に改める。

(橋本市行政事務改善部会規程の一部改正)

第2条 橋本市行政事務改善部会規程(平成19年橋本市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「水道経営室長」を「水道経営課長」に改める。

(橋本市債権回収対策本部規程の一部改正)

第3条 橋本市債権回収対策本部規程(平成22年橋本市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「水道経営室長」を「水道経営課長」に改める。

(橋本市庁内DV対策連携会議設置規程の一部改正)

第4条 橋本市庁内DV対策連携会議設置規程(平成25年橋本市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「子育て世代包括支援センター」を「子育て応援課」に改める。

(橋本市地域福祉計画庁内策定・推進委員会規程の一部改正)

第5条 橋本市地域福祉計画庁内策定・推進委員会規程(平成26年橋本市訓令第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「子育て世代包括支援センター」を「子育て応援課」に改める。

(橋本市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議設置規程の一部改正)

第6条 橋本市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議設置規程(平成27年橋本市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「子育て世代包括支援センター長」を「子育て応援課長」に改める。

(橋本市広報戦略事務処理規程の一部改正)

第7条 橋本市広報戦略事務処理規程(平成28年橋本市訓令第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「子育て世代包括支援センター」を「子育て応援課」に、「水道経営室」を「水道経営課」に改める。

(橋本市新型コロナウイルス対策本部設置規程の一部改正)

第 8 条 橋本市新型コロナウイルス対策本部設置規程(令和 2 年橋本市訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「子育て世代包括支援センター長」を「子育て応援課長」に改める。

(橋本市シビックゾーン整備庁内検討委員会規程の一部改正)

第 9 条 橋本市シビックゾーン整備庁内検討委員会規程(令和 6 年橋本市訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「水道経営室長」を「水道経営課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。